

留学生の交通関連問題発生状況と その対策に関する実証的研究

An Empirical Study on International Students' Traffic-Related Issues and
the Measures to be Taken Against Them

藤本 真澄・宇塚 万里子・岡 益巳
Masumi FUJIMOTO, Mariko UZUKA, Masumi OKA

岡山大学全学教育・学生支援機構
教育研究紀要
第2号 2017年12月

留学生の交通関連問題発生状況とその対策に関する実証的研究

藤本 真澄・宇塚 万里子・岡 益巳

An Empirical Study on International Students' Traffic-Related Issues and the Measures to be Taken Against Them

Masumi FUJIMOTO, Mariko UZUKA, Masumi OKA

要旨

本研究では、2000年1月から2017年3月にかけて、岡山大学に在籍する留学生が遭遇した交通関連領域の事案121件のデータを整理分類し、その実態を明らかにした。交通関連の問題は大きく3つに分類することができる。すなわち、①交通事故、②違法行為、③その他である。交通事故が全体の65%を占めるが、事故の形態に着目すると、留学生が自転車を運転中に発生した事故が交通事故全体の4分の3を占める。この事実から留学生に対して自転車の安全な乗り方に関する教育を実施する必要があると判断される。本稿では留学生の自転車マナー向上に関する対策についても言及する。また、留学生が事故の被害者であるケースが40件存在する一方、加害者であるケースも15件存在し、留学生が一方向的に事故の被害者ではないという事実も明らかになった。

キーワード：留学生，交通事故，違法行為，自転車，安全対策

1. はじめに

日本で留学生を送る外国人留学生は、学習・生活・健康などあらゆる面で問題に遭遇する。横田・白土（2004）は、在日留学生の抱える問題およびニーズを6つの領域に分けることができるとし、その第4番目の領域として「生活環境への適応に関する領域」を挙げている。同領域には、「気候風土、食生活、言語、新しい教育制度への適応、学資、住居、家族、対人関係の問題から事故、病気、犯罪、孤独まで幅広い問題（p.53）」が存在する。

JAISE 留学生相談指導事例集編集委員会（2013）は、留学生が直面した深刻な事例215件を12項目に分類し掲載している。その中の1項目が「交通制度、事故・道路交通法違反」であり、14件の交通関連の事例を紹介しており、事例全体の6.5%を占めている。

本稿では、留学生が直面する交通関連の問題に焦点を絞って分析してみたい。岡山大学の留学生相談室の相談記録ノートを基に、2000年1月から2017年3月にかけての17年余りの間に発生した交通関連の事例116件をリストアップした。さらに、新旧L-café担当教員の藤本、宇塚が相談記録ノートから抜け落ちていた事例5件を補充した。従って、合計121件の交通関連事例を本稿の分析対象とする。この121件は留学生自身が関与した事例で

あり、このほかに留学生の家族が事故に遭遇した事例 6 件の記録が存在する。

交通関連の問題は、大きく 3 つに分類することができる。すなわち、①交通事故、②犯罪・違法行為⁽¹⁾、③その他である。特に、①交通事故が多く、全体の約 65%を占める。さらに、交通事故のうち、留学生が自転車に乗っていて事故に遭ったケースが、自損事故を含めると約 75%を占める。そのため、大学は留学生を対象とする自転車の正しい乗り方・マナー向上を目的とした取り組みが求められる。

2. 先行研究と本研究の意義

2.1 先行研究

留学生の交通関連の問題を取り扱った先行研究・解説書・事例紹介の類いはあまり多くない。2 件の留学生死亡事例を取り上げ、そのうちの 1 件が交通事故である関 (1999)；留学生の交通事故による死亡事例 1 件への対応経過を詳細に記述した近藤 (2011) がある。また、留学生が直面する様々な問題の中の一つとして交通関連問題を取り上げたものには、2 件の交通事故の事例を示し、その対処方法を解説した、100 のトラブル解決マニュアル調査研究グループ (編) (1996 : 242-243, 262-263)；交通事故による死亡事例およびその対応モデルを紹介した横田・白土 (2004 : 137-140)；交通違反事例を簡潔に紹介した重野・助川 (2006 : 42-43)；自転車で走行中に停めてあったバイクにぶつかりバイクの修理代が発生した事例を紹介したマスデン (2007 : 16-17)；法律の専門家が交通事故と補償の問題を日英二言語で解説した司法アクセス推進協会 (2008 : 346-349)；運転免許の取り方、国際運転免許の使用条件、譲り受けた中古自転車、駐車・駐輪で隣人とのトラブル、交通事故にあった場合の対応方法について、法的な視点を踏まえて解説をした永井 (2010 : 119-121, 126-127, 134-135, 141-143)、留学生の問題 215 事例中、交通制度・事故・道路交通法違反に関わる 14 事例を取り上げた JAISE 留学生相談指導事例集編集委員会 (2013) がある。

2.2 本研究の意義

本稿では、留学生が関与した交通関連の諸問題を整理分析し、その実態を明らかにすると共に、端緒についたばかりの留学生の交通マナー向上、交通安全対策の試みを紹介したい。留学生が関与した交通関連の事例を検証し紹介することによって、この問題に対する留学生受入機関の教職員、警察、留学生支援団体などの関係者諸氏の関心を高め、事故・事件の発生を多少なりとも抑制することに本研究の意義がある。

3. 交通関連事例の概要

3.1 概要

本学の交通関連事例 121 件のうち、留学生相談室が中心となって対応・支援した事例が 66 件、事後報告を受けた事例が 55 件である。前者の 66 件の事例には延べ 439 回の対応を

行い、1件当たりの平均対応回数は6.7回である。後者の55件の事例には延べ100回対応し、1件当たりの平均対応回数は1.8回である。

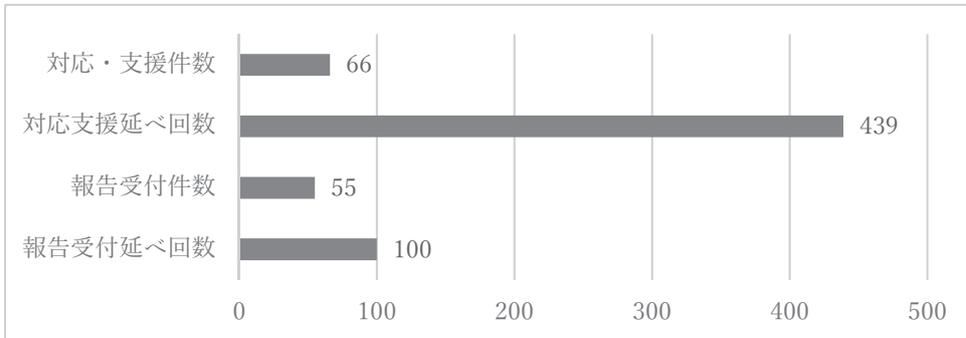


図1 交通関連事例の件数 (N=121) と延べ対応回数 (N=539)

121件全体でみると、①交通事故79件、②犯罪・交通事故を含まない違法行為28件、③その他14件である。留学生相談室が対応・支援した66件の事例をみると、①交通事故46件、②犯罪・違法行為10件、③その他10件である。報告を受けた55件の事例では、①交通事故33件、②犯罪・違法行為18件、③その他4件である。

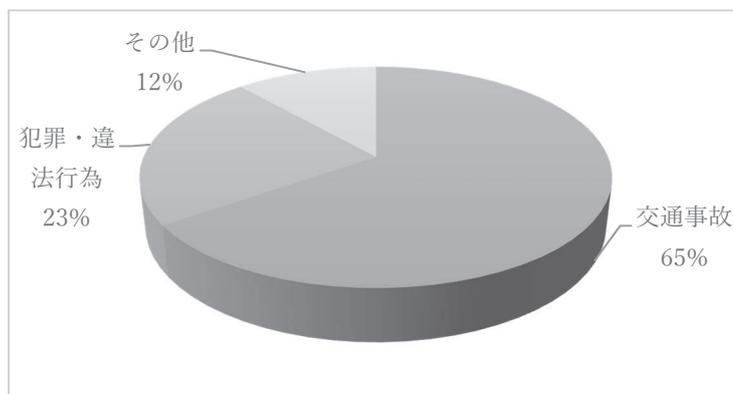


図2 交通関連事例の内訳 (N=121)

3.2 当事者である留学生の特徴

3.2.1 性別

121人のうち、男性78人、女性42人、性別不明1人であり、男性が多い。

3.2.2 年齢

年齢は18歳から46歳の幅があるが、10代8人、20代前半45人、20代後半34人、30代前半20人、30代後半8人、40代2人、不明4人であり、20代前半が最も多く、20代が全体の65.3%を占める。不明の4人を除いた117人の平均年齢は26.2歳である。

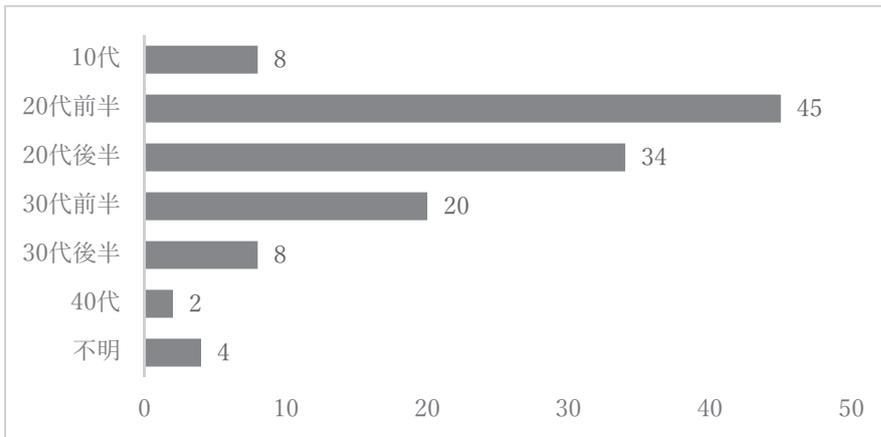


図3 年齢 (N=121)

3.2.3 専攻分野

専攻分野別にみると、文系 48 人、理系 60 人、生命系（医歯薬学系）10 人、不明 3 人である。

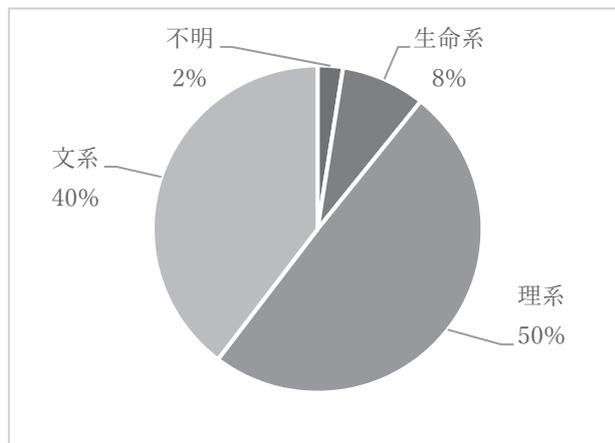


図4 専攻分野 (N=121)

3.2.4 在籍身分

在籍身分でみると、大学院正規生 39 人、学部正規生 17 人、研究生 18 人、大学院予備教育学生 11 人、学部レベルの交換留学生 26 人、学部予備教育学生 5 人、日本語・日本文化研修留学生（日研生）2 人、不明 3 人である。大学院正規生 39 人の内訳は、博士課程（博士後期課程を含む）20 人、修士課程（博士前期課程を含む）19 人である。大学院予備教育学生 11 人のうち、9 人が日本語研修生、2 人が大学院予備教育特別コースの学生である。また、交換留学生 26 人のうち、23 人が大学間交流協定（EPOK）による交換留学生、3 人が学部間交流協定に基づく交換留学生である。

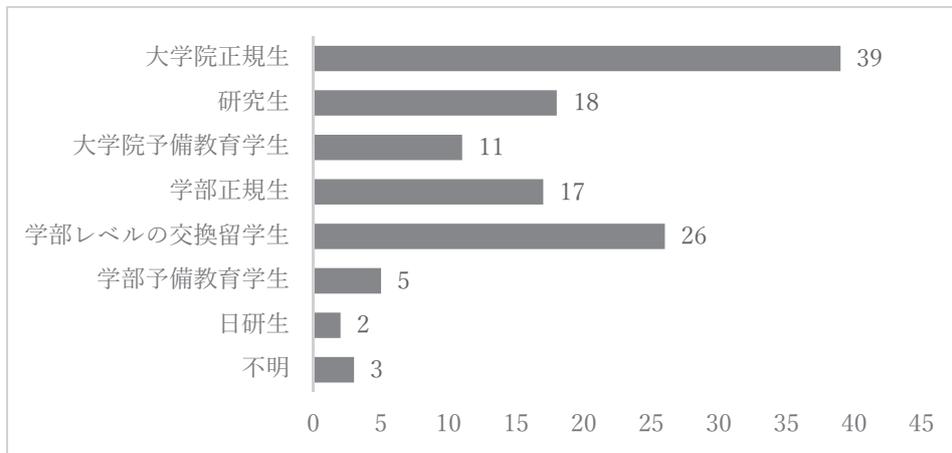


図5 在籍身分 (N=121)

3.2.5 経費別身分

経費別身分では、私費 82 人、国費 35 人、不明 4 人である。私費 82 人の中の 3 人は外国政府派遣留学生であり、自費は 79 人である。

3.2.6 出身国・地域

121 人の出身国は 30 か国に跨がっている。中国 45 人、韓国 12 人、米国 11 人、豪州 6 人、フィリピン・エジプト・ケニア各 4 人の順に多い。地域別では、アジア 78 人、北米 14 人、アフリカ 11 人、欧州 10 人、オセアニア 7 人、南米 1 人であり、アジアが全体の 63.9% を占め、圧倒的に多い。しかし、留学生の全体の割合と比較すると、アフリカ、ヨーロッパ、北米、オセアニアも決して少ないわけではなく、文化圏を問わず留学生が日本の交通事情や規則に慣れていないことが問題の発生原因の一つであると推察される。

表1 出身国

アジア		小計78人	
中国	45	バングラデシュ	1
韓国	12	ミャンマー	1
フィリピン	4	タイ	1
モンゴル	3	パキスタン	1
インドネシア	3	トルコ	3
マレーシア	3	シンガポール	1
北米		小計14人	

米国	11	メキシコ	1
ジャマイカ	1	パナマ	1
南米		小計1人	
パラグアイ	1		
欧州		小計10人	
英国	3	ドイツ	2
セルビア	2	ロシア	1
スペイン	1	ルーマニア	1
アフリカ		小計11人	
エジプト	4	ケニア	4
エチオピア	1	ウガンダ	1
タンザニア	1		
オセアニア		小計7人	
豪州	6	トンガ	1
合 計		121人	

4. 交通関連事例の詳細

4.1 本章のねらい

前章第1節で述べたとおり、121件の事例のうち66件については留学生相談室が中心となって対応・支援したが、55件については報告を受けて簡単な記録を残しただけである。このため、前者の1件当たりの平均対応回数が6.7回であるのに対して後者は1.8回に過ぎない。この章では、①交通事故、②犯罪・違法行為、③その他に分けて、各々の内容を詳細に見ていきたい。

4.2 交通事故

4.2.1 事故の発生形態

79件の交通事故の形態別発生件数を表2に示した。まず、事故の発生形態を留学生の側に注目してみると、自損事故を含めた自転車が59件で74.7%を占める。次いで、バイク8件、車7件、徒歩2件、スケートボード1件、不明2件である。

次に、自損事故16件を除く63件の交通事故に関して、相手側に注目してみると、車が47件で74.6%を占め、自転車10件、バイク4件、徒歩2件と続く。

また、自損事故を除く63件について、留学生と相手側の双方に着目すると、留学生が自転車で相手が車であるケースが最も多くて32件で50.8%を占める。次いで、留学生と相手側の双方が自転車のケースおよび留学生がバイクで相手側が車のケースが共に8件、留学

生と相手側の双方が車のケースが 5 件、留学生が自転車で相手側がバイクのケースが 3 件と続く。

表 2 事故の形態別発生件数 (N=79)

留学生	相手	件数
自転車	なし (自損事故)	16
自転車	車	32
自転車	バイク	3
自転車	自転車	8
バイク	車	8
車	車	5
車	バイク	1
車	徒歩	1
徒歩	自転車	2
スケートボード	徒歩	1
不明	車	2

4.2.2 事故の責任の所在

79 件の事故について、原因が留学生側にあるか、相手側にあるかを検証してみる。自損事故 16 件を除いた 63 件のうち、留学生が被害者であるケースが 40 件、留学生が加害者であるケースが 15 件、不明なケースが 8 件である。事故の形態別に主な具体例を挙げてみたい。

(1) 自損事故のケース (16 件)

- ・自転車の運転を誤って溝に落ち頭を打ったため、病院で精密検査を受けた。
- ・自転車で転倒して顎を切り、5 針縫った。
- ・自転車で転倒して前歯を折った。
- ・自転車に乗る練習をしていてポールに激突し、足の小指を骨折した。

(2) 留学生が被害者であるケース (40 件)

1) 留学生が自転車で相手が車のケース (27 件)

- ・トラックに跳ねられ、意識が戻らないまま、親族に付き添われて帰国した。
- ・車に跳ねられ、視神経を損傷し後遺症があるため、帰国して治療した。
- ・車に跳ねられ、入院治療した (複数例)。
- ・車に接触し、負傷し、通院治療した (複数例)。

2) 留学生が自転車で相手がバイクのケース (2 件)

- ・自転車でバイクと衝突し、意識不明となり、病院へ搬送された。
- 3) 留学生在がバイクで相手が車のケース (6 件)
 - ・車に跳ねられ、肛門裂傷で人工肛門の装着手術を受けた。
 - ・車と衝突し、顔面 5 傷・足打撲で病院へ搬送された。
- 4) 双方が車のケース (1 件)
 - ・軽トラックを運転中に大型トラックに接触された。
- 5) 留学生在が徒歩で相手が自転車のケース (2 件)
 - ・自転車で接触、転倒して頭部を打ったため、救急車で病院へ搬送された。
- 6) その他、事故の形態が不明なケース (2 件)
 - ・1 年前の事故の後遺症で頭痛・不眠などの症状がある。
- (3) 留学生在が加害者のケース (15 件)
 - 1) 留学生在が自転車で相手が車のケース (5 件)
 - ・停車中の車に接触し、修理代を請求された (複数例)
 - ・信号の見落としで車に衝突し、胸と膝を負傷した。
 - 2) 留学生在が自転車で相手がバイクのケース (1 件)
 - ・信号の見落としでバイクに衝突し、相手が負傷し病院へ運ばれた。
 - 3) 双方が自転車のケース (1 件)
 - ・不注意で自転車で接触し、修理代を請求された。
 - 4) 留学生在がバイクで相手が車のケース (2 件)
 - ・バイクで車に追突し転倒して腰を強打、入院手術した。
 - 5) 双方が車のケース (3 件)
 - ・無免許運転で車に追突した (複数例)。
 - 6) 留学生在が車で相手がバイクのケース (1 件)
 - ・不注意で開けた車のドアにバイクが衝突した。
 - 7) 留学生在が車で相手が徒歩のケース (1 件)
 - ・高齢者が道路横断中に跳ねて、死亡させた。
 - 8) 留学生在がスケートボードで相手が徒歩のケース (1 件)
 - ・歩行者に接触し、自分が転倒し、救急車で病院へ搬送された。
- (4) 被害者か加害者か不明なケース (8 件)
 - 1) 双方が自転車のケース (7 件)
 - ・接触したが、軽傷或いはケガなし (複数例)。
 - ・接触し転倒して顔面を負傷したため、病院へ行き治療を受けた。
 - 2) 双方が車のケース (1 件)
 - ・衝突し、運転していた友人が負傷し、入院した。

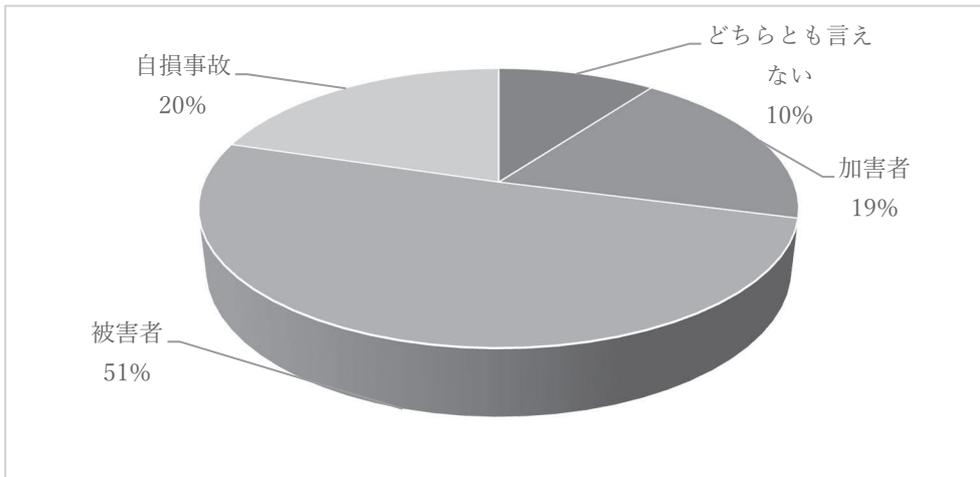


図6 留学生は加害者か被害者か (N=79)

4.3 犯罪・違法行為に関わるトラブル

犯罪・違法行為に関わる事例が 28 件発生した。自転車の盗難被害が 10 件であり、学内外・施設の有無を問わず発生している。自転車盗難届けをめぐる警察とのトラブル 1 件は、本人帰国後に見つかった場合の連絡先を友人にしていたためであり、これを留学生相談室担当教員とすることで解決した。

職務質問をめぐるトラブル 5 件は、留学生側の言い分によると、いずれも本人の承諾なしに、ポケットやカバンの中を検査されたことに対して、外国人差別・宗教差別であるとの強い不満が留学生相談室に寄せられた。留学生相談室は L-café と連携協力してトラブルの解決を図ったが、いずれのケースも留学生側が日本語を解さないため、警察官とのコミュニケーションが十分にとれていなかったことがトラブルの原因の一つである。ちなみに、職務質問を受けた留学生のうちの 2 人は車、3 人は自転車であった。これら 5 件のトラブルは 2015 年 10 月から 2017 年 2 月にかけて発生しており、且つ、5 人全員がアフリカ出身の留学生であることを考え、警察官の職務質問のあり方にも改善の余地があると推察される。例えば、コミュニケーション不足を補うため、職務質問に関わる基本的な表現を英語・中国語等で記載したカードを準備し、それらのカードを留学生に示しつつ、確実に合意を得てボディチェック等を遂行するといった工夫が必要であろう。留学生相談室としてのこうした提案は、職務質問を実施した岡山西機動警邏隊および岡山中央警察署の責任者に伝えた。また、本学所在地を管轄する岡山西警察署にも同様の提案を伝えた。

一方で、2006 年 11 月および 2007 年 11 月に、岡山西警察署から「岡山大学に在籍する中国人留学生に職務質問した際に、日本語も英語もできない者が目につくようになった。」という意見が寄せられた。当時、学内外に中国人留学生斡旋ブローカーがおり、日本語も英語も解さない中国人留学生を多数入学させていたためである⁽²⁾。

表3 犯罪・違法行為に関わるトラブル

内 容	件数
自転車盗難被害	10
自転車盗難届けでトラブル	1
職務質問をめぐるトラブル	5
占有離脱物横領容疑	6
窃盗（自転車）	1
強盗（バイク）	1
器物損壊（車）	1
信号無視	1
50ccバイクで高速道路走行	1
無免許運転	1
合 計	28

注) 交通事故が絡まない事例のみ。このほかに交通事故の絡んだ無免許運転3件あり。

他人名義の自転車や放置自転車に乗っていて、占有離脱物横領の疑いをかけられたケースが6件発生した。また、自転車の窃盗容疑で検挙されたケースが1件、バイクに乗っている市民を殴ってバイクを奪おうとして強盗容疑で逮捕されたケースも1件あった。このほかに、停車中の車にペットボトルを投げ、キズをつけた器物損壊のケースが1件、バイクを運転し交差点で信号無視をしたケースが1件、50ccのバイクで高速道路を走行して検挙されたケースが1件、バイクの無免許運転で検挙されたケースが1件発生した。

蛇足ながら、交通事故を起こしたことで、無免許運転が発覚したケースが3件（車2件、バイク1件）あった。

4.4 その他

その他の事例14件は、運転免許証の取得・切り替えなどに関する相談が8件、駐輪トラブル2件、車購入に伴う駐車場契約1件、両備バスとのトラブル1件、中古自転車の譲渡1件、防犯登録方法1件であった。両備バスとのトラブルは、広島空港から帰国するため、両備バスで同空港へ向かったところ、事故の影響で空港到着が遅れ、飛行機に乗り遅れた。翌日両備バスに乗車したところ、再度乗車券の購入を求められたが、納得できないという訴えであった。

4.5 使用言語

留学生相談室が対応・支援した66件の事例について、留学生との面談で使用した言語は、

日本語 43 件、英語 13 件、中国語 10 件であった。ただし、中国語 10 件のうちの 1 件は、当該留学生が意識不明の状態であり、中国から駆けつけた親族との面談で使用した。

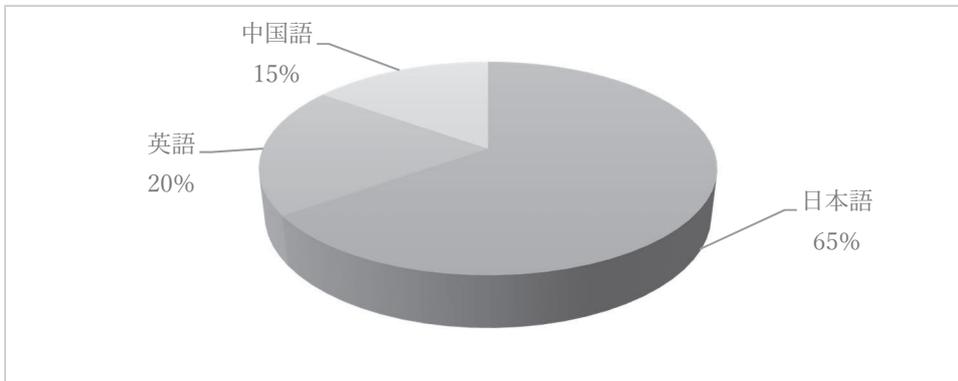


図7 使用言語 (N=66)

4.6 補論－留学生の家族が遭遇した交通事故

留学生の家族が遭遇した交通事故は次の 6 件であり、2 件は留学生相談室が対応・支援した。

- ・ 息子が本学日本人学生の自転車に接触し、足を骨折した。(47 回対応)
- ・ 夫が自転車で本学日本人学生のバイクと接触し、学生がケガをした。(11 回対応)⁽³⁾

報告を受けた 4 件は、①夫が自転車で車に衝突し病院へ搬送、②息子が車に跳ねられ入院、③妻が自転車で車に衝突し足首骨折、④妻が自転車同士で接触し相手が負傷したケースである。

4.7 考察

4.7.1 全般的な考察

交通関連の事件事故に関与した留学生の在籍身分をみると、EPOK 学生が 23 人で最も多い。EPOK 学生 23 人中 20 人が英語圏（米国 11 人、豪州 6 人、英国 3 人）出身である。在籍比率では EPOK 学生を遙かに上回る博士課程正規生は 20 人、修士課程正規生は 19 人、学部正規生は 17 人である。従って、交通関連の問題の発生を抑制するためには、事故発生率の高い EPOK 学生に対する交通安全教育が肝要である。

事故の形態に注目すると、自転車の自損事故が 16 件発生しており、これに留学生が自転車を運転中に発生した事故 43 件を加えると 59 件に上り、交通事故全体の 4 分の 3 を占める。この事実から留学生に対する自転車の安全な乗り方に関する教育を実施する必要があると判断される。

留学生が事故の被害者であるケースが 40 件存在する一方、加害者であるケースが 15 件存在する点も要注意である。留学生は常に交通関連事故・事件の被害者というわけではな

い。また、2010年7月には学生支援課から国際課経由で「留学生のA君は短期間で7回、B君は3回交通事故に遭っているが、故意ではないか。」との情報が寄せられた。A君は交通事故で留学生相談室を訪れたことはない。B君は3回目の交通事故のあと、学生支援課から情報提供がある前に留学生相談室を訪れた。入院費用がかさみ、生活が苦しいという相談であった。その際の面談で1年3か月前、2か月前、前月に交通事故を起こしている事実を確認した。

留学生相談室が対応・支援した66件の事例には1件当たり平均6.7回、報告を受けただけの55件の事例には平均1.8回の対応を行ったことについてはすでに述べた。前者の場合、問題が解決するまでに10回以上対応したケースが16件存在し、最多のケースでは41回の対応を行った。他方、後者の場合は1、2回報告を受けたケースが大半であるが、EPOK担当教員が対応に当たり、途中経過を含めて7回或いは8回の報告を受けたケースも存在する。

4.7.2 留学生相談室が対応・支援した交通事故に関する考察

留学生相談室が対応・支援した46件の交通事故について、留学生側の損傷の程度を検証してみると、図8のとおりである。

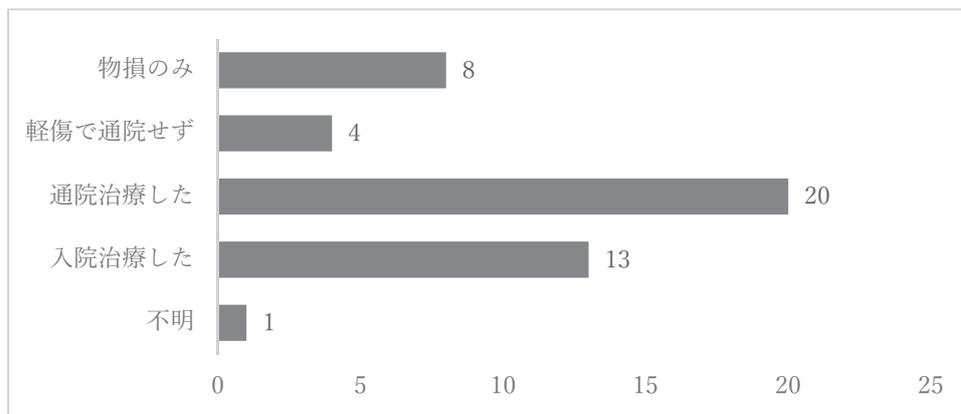


図8 留学生相談室が対応・支援した交通事故における留学生の状況 (N=46)

- ①物損事故は8件であり、このうちの3件に関して、相手側・保険会社との示談交渉を支援した。示談交渉は原則として留学生相談室で行った。以下の交渉も同様である。
- ②かすりキズ程度のため、通院治療をしなかったケースが4件あり、このうちの物損を伴う1件に関して、「学研災付帯賠償責任保険」による保険金支払い請求手続きを支援した。
- ③人身事故で通院治療を要したケースが最も多く、20件発生した。このうちの12件に関して、相手側・保険会社との示談交渉を支援した。
- ④人身事故で入院治療を要したケースが13件あり、このうちの5件に関して相手側・保険

会社との示談交渉を支援した。

- ⑤車同士の人身事故であるが、留学生のケガの程度は不明のケースが 1 件あった。これは留学生の同乗者が入院し、同乗者およびその親族との人間関係が悪化し、「うつ」症状となり、相談に訪れたケースである。

なお、相手側・保険会社との示談交渉を支援した 20 件のうち、18 件は留学生が被害者、2 件は留学生が加害者であった。保険会社との交渉では以下のような問題点が明らかになった。

1) 留学生の訴え：本学入学前に他県で遭遇した交通事故で負傷し、現在も引き続き通院中であり、アルバイトができる健康状態ではない。しかし、保険会社がアルバイト休業補償を認めてくれず、生活が苦しい。→交渉の結果、休業補償が認められた。

2) 留学生の訴え：車に跳ねられ足を骨折した。病院はバスを乗り継いで行かねばならず、バスの乗り降りが辛い。しかし、保険会社はタクシーでの通院を認めてくれない。→交渉の結果、タクシーでの通院が認められた。

3) 留学生の親族の訴え：留学生がトラックに跳ねられ、意識不明の状態となった。中国から駆けつけ、病院で付き添っている親族 2 人の宿泊費・食費等を賄うための一時金（保険金）が当該留学生の友人に支払われていることが発覚した。→留学生相談室は、当該保険金が親族の手に渡るように保険会社に対して強く抗議し、この問題は解決した。

4) 保険会社の訴え：留学生が負傷し、アルバイトができないと主張したため、休業補償を行っているにもかかわらず、元のアルバイト先で勤務していることが分かった。→当該留学生を呼び出し、アルバイトに従事している事実を確認した。保険会社に謝罪した上で、休業補償を打ち切ってもらった。

5) 保険会社の訴え：留学生が数か月に渡って週 2、3 回外科へ通院しているが、1 回当たりの治療費が 300 円ほどである。すでに完治しているのに、通院手当をもらうために不要な治療を続けているのではないか。→当該留学生を呼び出し、ほぼ完治している事実を確認し、当月末を以て完治とすることで保険会社と合意した。

5. 交通安全対策

5.1 過去の取り組み

2007 年 9 月に岡山西警察署の M 係長が留学生相談室を訪れ、留学生の自転車マナー改善のための方策を考慮中とのことであったが、その後、進展はなかったようである。留学生相談室では、自転車マナーに関する県警交通企画課作成のチラシ、岡山西警察署作成のチラシ、岡山市作成のチラシを入手し、生活オリエンテーションでの配布・説明を検討した。しかし、生活オリエンテーションでの説明事項が多岐に渡り、配布物も多いため⁽⁴⁾、さほど効果が期待できないと予想され、配布を断念した経緯がある。2012 年 4 月 11 日および 10 月 9 日の生活オリエンテーションでは、岡山西警察署の T 係長から交通安全を含めた安

全な生活に関する注意喚起があった。

留学生課（後の国際課）が岡山西警察署と連携して、桑の木留学生宿舎において単発的に交通安全教室を開いたことはあるが、開催情報が留学生相談室に伝えられず、過去の取り組み実態は不詳である。留学生相談室に記録が残っているのは、次の1回分だけである。2001年11月6日に桑の木留学生宿舎談話室において、宿舎担当職員が主催する入居者オリエンテーションが開かれ、岡が当該職員から参加要請を受けて出席した。入居者オリエンテーションに先だて、岡山西警察署員による交通安全教室が開催された。

5.2 2016年度の取り組み

5.2.1 交通マナー講習会の準備段階

7月にNPO法人まちづくり推進機構岡山のT氏を通じてL-caféの藤本宛に次のような連絡があった。県警本部交通部統括参事官兼交通企画課長のM氏が岡大留学生の中に自転車マナー違反でイエロー・チケットを切られる者が増えており、一度対応策を相談したいとの意向である。

藤本が日程調整を行い、8月3日にL-caféにおいて留学生の交通マナー（自転車マナー）向上策に関する協議を行った。参加者は、M交通企画課長、N同課長補佐、T氏、藤本、宇塚、岡の6人であった。検討の結果、L-caféを中心に次の企画を立案・実施することを決定した。

- 1) 藤本の授業を活用し、自転車マナー向上を目的としたビデオ教材作りをする。
- 2) 交通マナー向上を目指す標語コンテストを日本語・英語で企画し、入賞者には岡山西警察署から賞状を出してもらう。
- 3) 一日交通指導警察官体験を岡山駅前などで行う。制服は県警本部が貸与する。
- 4) 上記1)～3)をできるだけ2017年3月末を目処に実施することとし、9月中旬に再度打ち合わせ会議を開く。

9月27日、M交通企画課長およびN同補佐が来校し、L-caféにて打ち合わせ会議を開催した。参加者は藤本、岡を加えた4人であり、次の2点の実施について検討した。

- 1) M課長から留学生の自転車マナーに関するアンケート調査を実施したいとの要望があり、交通企画課作成のアンケート調査票原案に対する修正意見が出された。10月1日に五十周年記念館（後に大学会館喫茶部に場所を変更）で開催予定のEPOKオリエンテーションの場で、L-caféスタッフのE君が調査票を配布し、N課長補佐が回収する。アンケート調査結果を参考にして交通マナー講習会の資料を作成する。
- 2) 10月4日に本部棟6階で開催予定のグローバル・パートナーズ所属留学生のための開所式において、留学生の交通マナー講習会を実施する。

5.2.2 交通マナー講習会の実施段階

交通マナー講習会は、会場使用時間の制限があり、10月15日のフリードーナツ・サタデー開催時に桑の木留学生宿舍談話室で実施することに変更した。講習会は留学生が見落としがちな交通ルールや自転車マナーについて約1時間、岡山県警本部交通企画課の警察官による日本語、英語、中国語での説明とわかりやすいイラストの呈示、学生からの質疑応答によって進行された。開催前は、出身国によっては警察に対して一般的に良い印象を持っていない学生も多いのではないかと、という心配の声もあったが、桑の木寮のレジデント・アシスタントの日本人学生を含む100名以上の学生が参加した。この講習会には、宇塚が立ち会ったが、来日したばかりの参加留学生は、警察官の説明を熱心に聞いている様子が見てとれた。

5.2.3 自転車マナー向上のためのビデオ制作

自転車マナー向上のためのビデオ制作に至った理由は、多くの留学生は自国において自転車運転経験がほとんどなく、また日本の交通法規も馴染みが薄いため、自転車マナーについて、視覚で訴える方法が有効ではないかという結論からであった。そこで、2016年度第4学期に開講された「リーダーシップと市民義務」の取り組み課題として、自転車マナー向上のためのビデオ制作を取り上げることにした。受講者数は9名のうち3名が留学生、6名が日本人学生という構成で、10分間のビデオ制作を実行した。ビデオ制作にあたり、岡山県警本部交通企画課長および同補佐より自転車違反で多い種別について簡単な説明を受けた。その中から、①無灯火、②二人乗り、③並進、④傘さし、⑤イヤホン、⑥携帯関連、⑦踏切、の各シーンで実際に学生がマナー違反運転を行い、交通企画課F警察官が取り締まるというシーンを撮影した。撮影には6時間、編集には4時間を費やし、ビデオを作り上げた。製作されたビデオは、今後、岡山県の留学生の交通安全マナーの講習会などで利用される予定である。

5.2.4 交通安全標語コンテスト

英語部門および中国語部門で交通標語を募集した。交通安全標語が英語圏および中国ではあまりなじみがなく、なかなか応募件数が増えず苦労したが、100標語ほど集まった。英語の標語は英語教員が、中国語の標語は中国語教員が審査をして、優秀作品を選んだ。しかしその後、中国語の標語を書いた学生から主旨をよく理解しておらずに、すでに存在している標語を中国語に翻訳して書いただけであったことから辞退を申し入れて来たため、再募集を行った。後日、L-caféにおいて表彰式を行い、県警本部交通企画課より表彰状および副賞の倉敷帆布をそれぞれの留学生が受け取った。表彰を受けた優秀作品は次の通りである。

英語作品： LINE can wait, cars won't. Don't text and ride.

中国語作品： 遵守日本的交通規則、安全的騎自行車吧。⁽⁵⁾

なお、交通安全標語コンテストの優秀賞受賞者は、当初、一日交通警察官体験を行う予定であったが、選考時期が学期末まで延びたため、実施については次年度に持ち越した。

6. おわりに

幸いなことにここ 5 年間の本学では学生が重篤なけがをするような事故はなく、救急車で病院へ搬送されはしたが、結局大事には至らなかったケースや道路交通法違反や盗難などの人命に関わらないトラブルが主である。しかし、日本人学生と比較すると、交通ルールや社会環境の違う国から来日する留学生は、交通関連の問題を起こしたり、巻き込まれたりする割合が依然として大きい。また、問題が深刻化した場合は、学生本人はもちろんのこと周囲にも大きな影響が及び、相談や対応に相当な時間と労力が要求されるケースが時折発生している。17 年余りで 121 件という事案数は多くはないかもしれないが、中には事故の影響で視力が低下し、留學生活に大きな支障を来したり、留學生活そのものを断念せざるを得ないほどの後遺症が残ったりするケースも存在する。留学生対象のオリエンテーションや講習会で学生への注意喚起や啓蒙活動を定期的実施し、1 件でも多くの事件・事故を未然に防ぐことには、大きな意義がある。さらに、受入留学生数の増加に伴い、交通関連の事件・事故の増加が懸念される。見落としがちな交通ルールの確認や自転車マナーの注意喚起などを行い、事故を未然に防げるように学生を指導していくことは、事故後の対応と同等あるいはそれ以上に重要な留学生支援の項目の一つではないかと考える。

県警本部及び本学周辺を管轄する岡山西警察署などの外部専門家や学内関係部署との連携を強めながら、今後も交通関連問題を減らせるように努力していきたい。

注

- (1) 交通事故が絡まない違法行為に限定する。
- (2) 2008 年 7 月に私費の研究留学生を対象とした「語学の目安」が設けられたことで、ブローカーの介在を排除することができた。
- (3) 留学生相談室が介在することに対して、留学生の指導教員からクレームがつき、対応を中止した。
- (4) 宇塚・岡 (2015 : 2-3) によると、2014 年度の生活オリエンテーションにおける説明項目は 27 項目で、配布物は 10 種類であった。
- (5) 「安全“的”騎」は、厳密には「安全“地”騎」である。

引用文献

100 のトラブル解決マニュアル調査研究グループ (編著) (1996) 『外国人留学生の 100 のトラブル解決マニュアル』 100 のトラブル解決マニュアル調査研究グループ、凡人社
JAISE 留学生相談指導事例集編集委員会 (編) (2013) 『JAISE 留学生相談指導事例集』 留学

生教育学会

- 近藤佐知彦（2011）「短期留学生の死亡事故と、事故処理を通して見えてきたもの-国籍、宗教、セキュリティ、そして異文化-」『留学生交流・指導研究』Vol. 13, pp. 109-120.
- マスデン真理子（2007）「留学生の問題の多様性と大学の対応を考える」『留学交流』Vol. 19, No. 10, pp. 14-17.
- 永井弘行（2010）『Q&A 外国人・留学生支援「よろず相談」』ハンドブック、セルバ出版
- 関道子（1999）「外国人留学生の死亡事例」『留学生交流・指導研究』Vol. 2, pp. 31-40.
- 重野芳人・助川泰彦（2006）「留学生の相談事例と対処および問題の位置づけ」『留学生交流・指導研究』Vol. 9, pp. 39-46.
- 司法アクセス推進協会（編）（2008）『外国人のための日本のくらしと法律』第3版、エディックス
- 宇塚万里子・岡益巳（2015）『2014年度留学生相談室活動報告書』岡山大学グローバル・パートナーズ留学生相談室
- 横田雅弘・白土悟（2004）『留学生アドバイジング』ナカニシヤ出版

